

# 試験検査成績書

第 G203-148 号  
平成 24 年 3 月 21 日

株式会社 ウォーターダイレクト 様

平成 24 年 3 月 14 日

ご依頼を受けました検査結果は、  
下記のとおりです。

環境計量証明事業所 静岡県公認登録第148の6号  
食品衛生法登録機関 厚生労働省発東海厚第0222001号  
水道水水質検査機関 厚生労働省登録第126号  
建築物飲料水水質検査業 静岡県11水第1号

株式会社 静環検査センター

静岡県藤枝市高柳 2 3 1 0 番地  
TEL 054-634-1000 (代)

試料名	ミネラルウォーター原水
採取年月日：時刻	平成 24 年 3 月 14 日
特記事項	測定日：平成24年3月19日

検査項目	単位	結果	検出限界	検査方法
放射性ヨウ素(ヨウ素131)	Bq/kg	検出されない	1	*
放射性セシウム(セシウム134)	Bq/kg	検出されない	1	*
放射性セシウム(セシウム137)	Bq/kg	検出されない	1	*
放射性セシウム(合計値)	Bq/kg	検出されない	---	*

\*緊急時における食品の放射能測定マニュアル(平成14年3月 厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課)

第2章2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法

注) 検出限界とは、測定器が検出可能な最小濃度です。